

# 令和8年度龍野歴史文化資料館 企画展・特別展美術梱包輸送 仕様書

## 1 展覧会名及び会期

### 【企画展】

名称：令和8年度企画展「龍野で出会う名品～未来へつなぐ文化財～」

会期：令和8年10月24日(土)～11月29日(日)

### 【特別展】

名称：「ひいな 2027－醸された日本文化の人形たち－」

会期：令和9年2月20日(土)～3月28日(日)

## 2 履行場所

たつの市立龍野歴史文化資料館（兵庫県たつの市龍野町上霞城128番地3）

京都国立博物館（京都市東山区茶屋町527）

## 3 業務概要

令和8年度龍野歴史文化資料館企画展及び特別展の開催にあたり、発注者が指定した資料を指定する場所に受注者が回収に赴き、美術品専用車両（エアーサスペンション機能及び温湿度管理機能を持つ美術品専用車両とする。以下同じ。）を用いて龍野歴史文化資料館に慎重に運搬の上、施設内に展示する。同展終了後は展示作品を撤収し、発注者の指示のもとで美術品専用車両を用いて、それぞれ目的地に運搬し返却する。

企画展及び特別展において、龍野歴史文化資料館の展示資料の展示、撤収作業を行う。なお、すべての業務は発注者の立ち会いのもとで実施するが、業務全体を通して責任者を配置すること。資料の展示、撤収、運搬、梱包、開梱など、直接資料を取り扱う作業については、美術品の取り扱いに関して専門知識を持つ作業員（日本博物館協会の美術品梱包輸送技能取得）が実施することとする。

## 4 業務内容 ※日時は予定。人員は運転手を含む。

### (1) 企画展「龍野で出会う名品～未来へつなぐ文化財～」

日時	作業内容	人員	展示施設	住所	展示資料	
10月21日(水)	10時～16時	展示	3	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128番地3	龍野惣絵図(215.8×400.6)及び甲冑展示3点
12月1日(火)	10時～16時	撤収	3	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128番地3	龍野惣絵図(215.8×400.6)及び甲冑展示3点

※上記については専用車両による輸送は無し。

### (2) 特別展「ひいな 2027－醸された日本文化の人形たち－」

日時	作業内容	人員	借用先	住所	借用資料	備考	
12月中旬から下旬	10時～12時	人形資料事前調査	1	京都国立博物館	京都市東山区茶屋町527	山車人形 2点(総高78.5cm、78.3cm)他 数点 事前調査のため	責任者 1名
令和9年2月9日ごろ	10時～16時	集荷	3	京都国立博物館 ⇒ 龍野歴史文化資料館	京都市東山区茶屋町527→ たつの市龍野町上霞城128番地3	山車人形 2点(総高78.5cm、78.3cm)他	運転手含む
2月16日(火)	10時～16時	展示	4	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128番地3	雛人形展	運転手含む
3月29日(月)	10時～16時	撤収	4	龍野歴史文化資料館	たつの市龍野町上霞城128番地3	雛人形展	運転手含む
3月30日(火)	10時～16時	返却	3	京都国立博物館	京都市東山区茶屋町527	山車人形 2点(総高78.5cm、78.3cm)他	運転手含む

### (3) 業務内容にかかる共通項目

- ①各作業を遂行するにあたって必要となる梱包資材・養生資材（薄葉紙・綿布団・ガラス固定用テープ・ダンボール・ガムテープ等）は、受注者がすべて準備すること。
- ②高速道路使用料・駐車料等の経費は入札金額に含めること。
- ③京都国立博物館の借用資料においては、事前調査時に調査調書を作成すること。
- ④輸送に用いるトラックには必ず担当学芸員が同乗できること。
- ⑤梱包・運搬に使用し、不要になった消耗品は処分すること。
- ⑥発注者の集合場所までの移動に係る費用は、発注者が負担する。
- ⑦損害保険料は、発注者が負担する。

## 5 損害保険

受注者は、「4 業務内容」に掲げる作業を行う期間内（展示作品の集荷作業の開始時から返却作業完了までの間）において、オールリスク、ウォール・トゥ・ウォールの保険をかけること。なお、損害保険の金額や詳細については、受注者に別途通知することとし、入札金額には含めないこと。

## 6 入札金額

「4 業務内容」に係る一切の費用の総額（損害保険料別）とする。なお、積算内訳書を添付すること。

## 7 契約金額の支払い

業務完了後に受注者からの請求を受け、発注者が支払いを行うものとする。

## 8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書についての疑義は、発注者・受注者双方協議の上、決定する。
- (2) 作業予定日・作業員数等について、発注者のやむを得ない事情により変更が生じる場合、発注者は作業予定日のおよそ1か月前までに受注者に通知し、双方協議の上、合意に基づき受注者は代替りの作業日を設け、作業員の確保に努めるものとする。なお、自然災害や感染症の拡大等、予測不能な事象により作業予定日・作業員数等に変更が生じる場合は、その都度双方協議し、代替りの作業日を設け、作業を実施するものとする。